

札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、札幌市文化財保存活用地域計画の推進に向け、市内の文化財及び歴史文化を活用した観光拠点づくりなど、地域の活性化に資する取組を行い、「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 事業推進に必要な取組の実施に関すること。
- (2) その他目的達成に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 札幌市
- (2) 協議会の趣旨・目的に賛同する機関、団体及び企業等であって、札幌市が加入を認めた者

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は札幌市市民文化局文化部長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、運営会員の所属役職員のうちから会長が指名する者とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(アドバイザー)

第7条 協議会には文化財及び歴史文化に関する専門的な助言を求める目的で、アドバイザーを置くことができるものとする。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、札幌市市民文化局文化部内に置き、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局員 若干名
- 2 事務局長は、札幌市市民文化局文化部文化財課長を充てる。
 - 3 事務局員は、札幌市市民文化局文化部職員の中から、事務局長が指名する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長があたる。
- 3 会員は、各1個の議決権を有する。
- 4 協議会は会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項前段の場合において、議長は、協議会の議決に会員として加わることができない。
- 7 協議会を開催する時間的余裕がないとき、若しくは、招集しても開会できないときは、会長は持ち回りにより協議会の議決に代えることができる。

(協議会の議決事項)

第10条 協議会においては、次の事項を審議決定する。

- (1) 毎年度の事業報告及び収支決算
- (2) 毎年度の事業計画及び収支予算
- (3) 規約の改廃

(4) その他重要な事項

(財務)

第 11 条 協議会の運営及び事業実施に必要な経費は、会員の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金の額等については、必要に応じて別途定めるものとする。

3 本協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。ただし、最初の会計年度は、協議会設立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとするまでとする。

(雑則)

第 12 条 事業の実施及び協議会の運営についての取扱い、事務処理等については、事務局長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。